

平成25年 8月19日

大規模災害時の応援に関する協定の締結について

～大野城市と九州地方整備局が協定を締結します～

国土交通省九州地方整備局長と大野城市長は、災害対策基本法第77条に関して、国土交通省所管施設※（直轄施設を除く）に大規模な災害（暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火等による社会的な影響が大きい重大な自然災害）が発生し、または発生するおそれがある場合に被害の拡大や二次災害の防止を目的とし、応援に関する内容等を定めた協定を以下のとおり締結します。

大野城市においては平成21年7月の中国・九州北部豪雨において、浸水被害や土砂崩れ等が発生しています。

今回の協定では、過去の災害の教訓を基に、平常時より大野城市と九州地方整備局の双方が災害が発生した際の対応について、共通の認識を持ち、いざというときに、相互の連携・支援がより円滑に進むことが期待され、地域の安全安心が一層強化されと考えます。

※大野城市内の国土交通省所管の道路、河川、及び砂防施設などが適用対象となる。（指定行政機関の長等の応急措置）

1 日 時 平成25年 8月23日（金） 15時00分～

2 場 所 福岡県大野城市曙町2丁目2-1
大野城市役所 3階庁議室

3 取 材 公 開

4 内 容 調印式及び記者会見（別紙参照）

《問合せ先》

国土交通省 九州地方整備局 福岡国道事務所

電話 : 092-681-4731（代表）

技術副所長 辻 芳樹 （内線 205）

管理第一課長 右近 淳一郎 （内線 431）



福岡国道

国土交通省九州地方整備局
福岡国道事務所

(別 紙)

「大野城市における大規模な災害時の応援に関する協定書」調印式

平成25年8月23日(金) 15時00分～
大野城市庁舎 3階庁議室

次 第

- 1 開式のことば
- 2 出席者紹介
- 3 協定内容概要説明
- 4 協定締結
記念撮影まで
- 5 あいさつ
福岡国道事務所長 水野 宏治
大野城市長 井本 宗司
- 6 協定内容の質疑応答

災害対策基本法抜粋

第七十七条 指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長は、災害が発生し、又はまさに発生しようとして
いるときは、法令又は防災計画の定めるところにより、その所掌事務に係る応急措置をすみやかに実施する
とともに、都道府県及び市町村の実施する応急措置が的確かつ円滑に行なわれるようにするため、必要な施
策を講じなければならない。

2 前項の場合において、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、指定行政機関の長及び指定
地方行政機関の長は、都道府県知事、市町村長又は指定公共機関若しくは指定地方公共機関に対し、応急措
置の実施を要請し、又は指示することができる。

指定地方行政機関一覧(平成19年10月1日内閣府告示第634号) 沖縄総合事務局、管区警察局、総合通信局、
沖縄総合通信事務所、財務局、水戸原子力事務所、地方厚生局、都道府県労働局、地方農政局、北海道農政
事務所、森林管理局、経済産業局、産業保安監督部、那覇産業保安監督事務所、[地方整備局](#)、北海道開発
局、地方運輸局、地方航空局、管区气象台、沖縄气象台、管区海上保安本部、地方環境事務所、地方防衛局